

令和8年度
未来に向けた住まいづくり
推進事業補助金

申請の手引き

【お問い合わせ先】
村上市地域経済振興課 経済振興室
☎ 0254-75-8942（直通）

※令和8年度からの変更点

1. 補助対象住宅の定義変更（併用住宅・集合住宅）

内容：併用住宅の対象から「賃貸物件」を除外します。

集合住宅の対象を「区分所有建物（分譲マンション等）」に限定します。

対象外：「賃貸物件」および「賃貸併用物件（オーナー居住部を含む全体）」は補助対象外となります。

※ 店舗、事務所等との併用住宅（自宅+自営店舗）については、従来通り、「居住部分のみ対象」を継続。

2. 補助対象工事の拡充

● 省エネ工事に「給湯器」を追加

内容：トップランナー基準（省エネ基準達成率100%以上）を満たす製品への「交換工事」を対象とします。

制限：これまで給湯器がなかった場所への「新設」は対象外です。

補足：トップランナー基準に満たない製品でも、浴室や台所等の水回りの改修工事と一括で行う場合は「通常工事」として新設・交換が対象となります。

● キッチン設備単体の工事を対象化

内容：レンジフード、ガスレンジ、IHクッキングヒーター等の設置工事。

緩和：これまで「システムキッチンの全体工事」が必須でしたが、令和8年度からはこれら設備のみの交換工事でも補助対象となります。

注意：置くだけのコンロ等は不可。「設置工事」を伴うものに限ります。

3. 実績報告時の提出写真見直し

● 実績報告時「工事前写真」の廃止

すべての工事において、着工前の写真提出は不要となります。

● 断熱工事「工事中写真」の必須化（隠ぺい箇所のみ）

対象：壁・天井・床の断熱工事で、工事完了後に見えなくなる箇所。

内容：壁や天井の内部に断熱材を詰めていることが分かる状態。

● 「製品の型番・性能がわかる写真」の必須化

対象：「省エネ工事」（エアコン・LED照明・給湯器）

「断熱工事」（窓・断熱材）

内容：製品の性能を確認するため、型番（銘板）シール等の撮影が必須です。

4. 様式の変更

申請書・実績報告書のレイアウトを刷新します。令和8年3月の申請からは旧様式は使用できません。

1. 補助金交付までの流れ

交付申請 (申込)

【必要書類】

- ① 補助金交付申請書兼同意書
- ② 工事着工前の写真
- ③ 工事の見積書の写し
 - * 通常工事と省エネ工事で分けること
- ④ カタログや仕様書
 - * 省エネ工事、断熱改修工事がある場合

※申請者が所有し、現に居住している市内の住宅であること
(申請者が所有者と異なる場合は、2親等以内の親族が所有している住宅)
※市内に本店のある施工業者による工事であること
※工事開始前に申請すること
※予算枠を越えた場合は抽選

※中止の場合は「中止届」を必ず提出すること

◎ 補助要件合致

✗ 補助要件不一致など

交付決定通知

不交付決定通知

※申請から2~3週間を目途に通知
※交付決定通知の後に着工すること

契約締結・工事着手

実績報告 (工事完了)

【必要書類】

- ① 実績報告書
- ② 領収書等の写し等
- ③ 工事写真【工事中(※断熱工事のみ)・完了後]
 - * 壁・天井等の断熱工事は、「完了後に隠れる箇所の工事中写真」が必須。
 - * 省エネ・断熱工事は、「製品の型番が分かる写真」が必須。
- ④ 振込先が分かるもの(通帳の写し等)
 - * 見開きページ
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

※報告書の提出期限は、「工事完了の日から起算して30日以内又は、事業年度の3月31日のどちらか早い日まで」です。

補助金交付額確定通知

※実績報告書受理後、3週間程度で振り込み

補助金の交付

2. 申請要領

(1) 補助対象者

- ①市内に住民登録をし、登録された住所に居住している者。
- ②申請者及び同一家屋に居住する者が市税を滞納していないこと。

(2) 補助対象住宅

- ①個人住宅は、補助対象者が所有し、現に居住している市内の住宅とする。
- ②店舗、事務所等との併用住宅は、補助対象者の居住部分とする。
- ③集合住宅は、分譲マンション等の区分所有建物であり、補助対象者が専有する部分とする。
- ④上記の補助対象住宅で、補助対象者が所有者と異なる場合は、2親等以内の親族が所有している住宅とする。

※「賃貸物件」および「賃貸併用物件（オーナー居住部を含む全体）」は補助対象外となります。

(3) 施工業者条件

- ①市内に本社を有する法人又は住民登録を有する個人事業主。

(4) 補助対象額、補助率等

補助対象額及び補助率は下表のとおりです。※1,000円未満切り捨て

工事区分	対象工事（例）	工事費（税込み）	補助率	補助金の上限額
通常工事	屋根、天井、壁、床、トイレ、お風呂などの改修工事など	20万円以上	補助対象経費の15%	10万円 注1
省エネ工事	既存照明のLED化工事、省エネ基準を満たしたエアコン、給湯器の取替工事	5万円以上	補助対象経費の20%	3万円

注1 補助上限額は工事内容や過去の交付決定状況によって異なります。

詳しくは、8ページ「補助上限額早見表」をご確認下さい。

(5) 注意事項

- ①補助金の交付は、一住宅につき、年度内において1回限りとする。
- ②必ず工事を行う前に申請し、**補助金の交付決定を受けてから工事に着手**すること。また、年度内に完了すること。
- ③申請額が予算額を超えた場合は抽選とする。その場合、過年度に同補助金の交付決定を受けていない住宅を優先する。
- ④他の補助金と併用する場合は、補助対象工事箇所の区分けが必要。

3. 具体的な補助対象工事の例

(1) 対象工事 ※詳細は、別紙『対象工事一覧表』を参照

	No	工事名	内 容	特記事項
通常工事	1	増築・改築工事		住宅全部を改築する場合は対象外
	外装工事	土台・基礎の工事		
		屋根の葺き替え・塗装		
		外壁の改修		断熱改修工事として加算あり (熱伝導率 <u>0.052</u> (W/m・K)以下の断熱改修工事)
		ベランダ等の設置		
	内装工事	サッシ等の取り替え		断熱改修工事として加算あり (熱貫流率 <u>2.33</u> (W/m ² ・K)以下の断熱改修工事)
		天井・壁・床の改修		断熱改修工事として加算あり (熱伝導率 <u>0.052</u> (W/m・K)以下の断熱改修工事)
		壁紙の張り替え		
		建具の改修・設置		
		襖の張り替え		
	設備工事	畳の入れ替え・表替え		
		ユニットバス・トイレ・洗面台等の設置・交換		
		台所設備の設置・交換		レンジフード、ガスレンジ、IHクッキン グヒーター等の台所設備の設置工事を行 うもの。
		給水・排水・ガス等の配管の設置・交換		
		下水道のつなぎ込み工事		
	その他	雨水浸透マスの設置		
		耐震工事		
		バリアフリー工事		
		防火・防水・防音工事		
省エネ工事	1	既存照明のLED化工事		工事を伴うもの。新設は対象外。最新の トップランナー基準（省エネ基準達成率 100%以上）を満たす製品。部品、電球 のみは対象外。
	2	エアコン取替え工事		
	3	給湯器取替え工事		

省エネ型製品情報サイト (<https://seihinjyoho.go.jp/>)

最新のトップランナー基準（省エネ基準達成率 100%以上）を満たす
製品であるか確認することができます。（型番で検索可）



省エネ型製品情報サイト

(2) 対象外工事の例 ※詳細は、別紙『【詳細版】対象工事例一覧』を参照

No	工事名	内 容	特記事項
1	内装工事	カーテン・ブラインド等の設置等	購入が主であるため対象外
2	設備工事	電化製品の取り替え等（テレビ・冷蔵庫等）	購入が主であるため対象外
		電話（インターネット）の配線工事	リフォーム工事ではないため対象外
3	外構工事	車庫・造園・フェンス等の工事	住宅ではないため対象外
4	その他	シロアリ駆除	リフォーム工事ではないため対象外
		住宅の取り壊し（全部・一部）工事	リフォーム工事ではないため対象外

(3) 同一工事箇所併用不可の補助制度の例

No	補助制度名	担当課
1	高齢者・障がい者向け住宅整備補助事業	介護高齢課・福祉課
2	住宅改修費の支給（介護保険適用）	介護高齢課
3	日常生活用具給付事業	介護高齢課・福祉課
4	木造住宅耐震改修補助金	都市計画課
5	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	環境課
6	木質バイオマスストーブ設置費補助金	環境課
7	村上市産材利用住宅等建築奨励事業補助金	農林水産課

※同じ工事箇所において、他の補助制度による補助と本事業による補助の併用は不可（上記に記載されている制度以外の国、県の制度などにおいても同様）

4. 申請に必要な書類

(1) 申請に必要な書類

提出が必要な方	必要な書類
すべての方	<p>①補助金交付申請書兼同意書 記載例を参考に作成してください。</p>
	<p>②工事前の写真 見本を参考に作成してください。 【特記事項】<ul style="list-style-type: none">・工事施工箇所すべての写真が必要です・写真は撮影日、施工箇所が分かる状況を記載</p>
	<p>③工事に係る見積書<ul style="list-style-type: none">・指定する書式はございません。・工事の内容が明確で補助対象経費、補助対象外経費が分かるもの</p>
断熱改修工事 又は 省エネ工事を実施する方	<p>④カタログ又は仕様書 該当する方は、提出が必要です。 ●断熱改修工事<ul style="list-style-type: none">・断熱工事（窓）を実施する方のみ 熱貫流率が $2.33\text{ (W/m}^2\cdot\text{K)}$ 以下の窓であることが分かるカタログ又は仕様書・断熱工事（壁・天井・床等）を実施する方のみ 熱伝導率 $0.052\text{ (W/m}\cdot\text{K)}$ 以下のノンフロン製品の断熱材であることが分かるカタログ又は仕様書</p> <p>●省エネ工事を実施する方のみ トップランナー基準（省エネ基準達成率 100%以上）を満たすことが分かるカタログ又は仕様書</p>

※申請に必要な部数は1部です。書類は返却できませんので、**あらかじめコピー**をお取りください。

5. 実績報告に必要な書類

(1) 実績報告に必要な書類

提出が必要な方	必要な書類
すべての方	<p>①実績報告書 記載例を参考に作成してください。</p> <p>【特記事項】</p> <p>報告書の提出期限は、「工事完了の日から起算して 30 日以内又は、交付決定を受けた日の属する年度の 3 月 31 日のどちらか早い日まで」です。</p> <p>例 1：令和 8 年 8 月 1 日完了 → 令和 8 年 8 月 30 日が提出期限 例 2：令和 9 年 3 月 10 日完了 → 令和 9 年 3 月 31 日が提出期限</p>
	<p>② 工事中の写真（完成後に隠れる箇所）</p> <p>●断熱工事（壁・天井・床等）を実施した方のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁や天井をふさぐ前の、断熱材が見えている状態の写真。 ・断熱材の「パッケージ（外袋）」のラベル部分（製品名、厚さ、断熱性能が書かれた場所）。または、断熱材「本体」に印字されている製品情報の写真。 <p>③ 工事後の写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事施工箇所すべての工事後の写真が必要 ・写真は撮影日、施工箇所が分かる状況を記載 <p>●省エネ工事を実施した方のみ</p> <p>本体側面に貼ってある、型番や製造番号が記載された「銘板シール」の写真。</p> <p>●断熱工事（窓）を実施した方のみ</p> <p>窓のフレーム（サッシ）や、ガラスの隅に貼られている、型番や性能が記載されたシールの写真。</p>
	<p>④ 振込先が分かるもの（通帳の写し等）</p> <p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者本人の口座に限る ・金融機関名、支店名、口座番号、口座名義および口座名義のフリガナが分かるページ
申請時から補助対象工事費が減額となり、補助金額が変わった方	<p>⑤ 変更内容が分かる見積書等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象工事費が減額になった場合、変更後の見積書の添付が必要です。

※実績報告に必要な部数は 1 部です。書類は返却できませんので、**あらかじめコピー**をお取りください。

補助上限額早見表

	初めての申請の場合		過去に交付決定を受けている場合	
断熱工事	なし	あり	なし	あり
通常工事	10万円	15万円	5万円	10万円
省エネ工事	3万円		3万円	
通常工事 + 省エネ工事	10万円	15万円	5万円	10万円

○ 工事費（税込み）

通常工事：20万円以上 省エネ工事：5万円以上

○ 補助率

通常工事：対象経費の15% 省エネ工事：対象経費の20%

- ・断熱工事を実施する場合は補助上限額に5万円が加算されます。

※ 断熱工事とは、一定の基準（熱貫流率2.33 (W/m²・K) 以下の窓または、熱伝導率0.052 (W/m²・K) 以下）を満たす断熱改修に係る外装・内装工事のことをいいます。

- ・過去に交付決定を受けている人は補助上限額が5万円（断熱工事を実施する人は10万円）になります。
- ・通常工事と省エネ工事を併せて実施する場合、補助上限額が10万円（断熱工事を行う人は15万円）になります。
- ・対象工事については、9,10ページ「村上市未来に向けた住まいづくり推進事業補助金 対象工事一覧表」をご確認下さい。

村上市未来に向けた住まいづくり推進事業補助金 対象工事一覧表

○:補助対象 △:条件により補助対象 ×:補助対象外

通常工事				
番号	工種	対象	摘要	備考
【基礎・土台】				
1	基礎・土台の補強・修繕・交換	○		
2	シロアリ駆除のみ	×		
3	シロアリ駆除後の補修・交換	○		
【屋根】				
1	塗替え・塗装の新設	○		
2	屋根材の葺替え	○		
3	屋根の下地材を補修・交換	○		
4	横とい・豎といの交換・修繕	○		
5	屋根の断熱材新設・交換工事	○	熱伝導率0.052(W/m加算・K)以下を満たす場合、「断熱改修工事」として補助上限加算	
【外壁】				
1	塗替え・塗装の新設	○		
2	外壁の張替え	○		
3	外壁下地補修・交換	○		
4	ひび割れ補修	○		
5	外壁モルタル剥離・剥落部分の補修	○		
6	外壁の漏水防止に伴う補修	○		
7	外壁の断熱化工事	○	熱伝導率0.052(W/m加算・K)以下を満たす場合、「断熱改修工事」として補助上限加算	
【内装】				
床工事				
1	フローリング張り新設・張替え・補修	○		
2	畳の交換・表替え・裏返し表張り・縁交換等	○		
3	固定されたカーペットの張替え	○		
4	床の断熱材新設・交換工事	○	熱伝導率0.052(W/m加算・K)以下を満たす場合、「断熱改修工事」として補助上限加算	
5	段差の解消工事・改修工事	○		
6	床仕上げ材の交換・補修・変更	○		
7	絨毯、畳の上敷き等	×	既設床仕上材の上に敷き置くものは対象外	
壁工事				
1	壁仕上げ材の交換・補修・変更	○	クロスの貼替えを含む	
2	タイル貼替え・補修・変更	○		
3	壁の塗替え・新設塗り	○		
4	腰壁の補修・交換・新設	○		
5	壁の断熱材新設・交換	○	熱伝導率0.052(W/m加算・K)以下を満たす場合、「断熱改修工事」として補助上限加算	
天井工事				
1	天井仕上げ材の張替え・補修	○	クロスの貼替えを含む	
2	天井の塗替え・新設塗り	○		
3	天井の断熱材新設・交換	○	熱伝導率0.052(W/m加算・K)以下を満たす場合、「断熱改修工事」として補助上限加算	
その他工事				
1	和室(洋室)を洋室(和室)に改修	○		
2	間取りの変更改修	○		
3	玄関式台の改修	○		
4	室内手すりの取付け	○		
5	階段手すりの取付け	○		
6	バルコニー・サンルームの改修・新設	○		
7	カーテンのみの取付け・交換	×		
8	その他のパリアフリー工事	○		
9	耐震補強工事(部分補強工事を含む)	○		
10	住宅部分の増築	○		
11	玄関手すりの取付	○		
12	玄関ポーチ部の取付け・交換	○	玄関への出入りに必要な部分(玄関扉部から、住宅基礎に面する地面部分まで。)	
13	風除室の取付	○		
14	ウッドデッキの取付	△	住宅と一体で取り外しきれないこと	
15	リフォーム箇所の解体工事	○		
【建具・開口部】				
1	窓・玄関ドア・勝手口ドアの断熱改修工事	○	熱貫流率2.33(W/m ² ・K)以下を満たす場合、「断熱改修工事」として補助上限加算	
2	面格子の設置・改修	○		
3	ドアの交換・塗替え・仕上げの貼替え・新設	○		
4	障子・ふすま戸の入替え・張替え	○		
5	木製建具の交換・塗替え・仕上げの貼替え・新設	○		
6	網戸の新設・交換・張替え	○		
7	洋風すだれの新設・交換・張替え	○	工事を伴うものとする	
【台所】				
1	台所設備の新設・交換	○	システムキッチン、流し台、レンジフード、ガスレンジ、IHクッキングヒーター、その他台所設備の工事を含む(※機器のみの購入・持ち込み交換等、工事を伴わないものは対象外)	

村上市未来に向けた住まいづくり推進事業補助金 対象工事一覧表

○: 補助対象 △: 条件により補助対象 ×: 補助対象外

通常工事				
番号	工種	対象	摘要	備考
【浴室】				
1	浴室の新設・浴槽の交換	○		
2	ユニットバス・シャワーユニットの新設・交換	○		
3	床・壁の浴槽タイルの改修・変更	○		
4	浴室手すりの取付け・新設	○		
5	天井張替え・塗替え	○		
6	換気扇の新設・交換	○	※機器のみの購入・持ち込み交換等、工事を伴わないものは対象外	
【洗面室】				
1	洗面化粧台の新設・交換	○	※機器のみの購入・持ち込み交換等、工事を伴わないものは対象外	
2	棚のみの新設・交換	×		
3	蛇口のみの交換	×		
【便所】				
1	和式から洋式便所への改修	○		
2	水洗便所への改修	○		
3	洋式便器の交換	○		
4	洗浄便座のみの新設・交換	×	製品のみの交換は対象外	
5	手すりの取付け・交換	○		
6	仮設トイレの設置(事業者用も含む)	○	※リフォーム工事に係る仮設トイレの設置に限る	
【給湯設備】				
1	リフォームに伴う給湯器の新設・交換	○	※浴室、台所、洗面所等の水回り改修工事と併せて行う 給湯器の設置工事(給湯器単独の交換を除く)	
【下水道設備・排水設備】				
1	下水道の繋ぎこみのみの工事	○		
2	新築・全改築に伴う下水道の繋ぎこみの工事	×		
3	雨水貯留槽・地下浸透樹等の設置・交換	○		
【給水設備・ガス設備】				
1	住宅内での給水・ガス配管を含む新設・増設・交換	○		
2	給水配管・ガス配管の屋外のみの工事	×	住宅リフォーム工事の対象外	
【電気設備】				
1	電力用配線・配管・分電盤の新設・増設・交換	△	既設盤の改造のみは対象外	
2	リフォームに伴う電化製品(換気扇・照明器具)の新設・交換	○	※電化製品が設置されている床、壁、天井の内装改修を施工する工事を行うこと	
3	リフォームに伴うエアコンの復旧工事	○	工賃のみ	
4	電化製品(エアコン・換気扇・照明器具)のみの取付け	×		
5	電化製品(エアコン・換気扇・照明器具)の修理・部品交換	×		
6	アンテナ交換・新設工事(配線共)	○	工賃のみ	
7	防犯ライト等の取付	×	リフォーム工事でないため対象外	
8	電話(インターネット)の配線工事	×	リフォーム工事でないため対象外	
【その他設備】				
1	電気式床暖房の新設・増設	○		
2	温水式床暖房の新設・増設	○		
3	FF式ストーブの新設・交換	○		
【外構】				
1	カーポートの新設・増設	×	住宅ではないので対象外	
2	ウッドデッキの新設・増設	△	住宅に固定されているものは可	
3	造園(庭園)の新設・増設	×	住宅ではないので対象外	
4	門扉の新設・交換	×	住宅ではないので対象外	
5	ブロック塀の新設・増設・補修	×	住宅ではないので対象外	
【その他】				
1	住宅の取り壊し(全部・一部)工事	×	リフォーム工事でないため対象外	
2	住宅と一体の車庫・物置の増改築	○		
3	住宅と別棟の倉庫、車庫等の工事費	×	住宅ではないので対象外	
4	個人住宅の建物と同一棟でない部分の工事	×	住宅本体以外は対象外	
5	申請に係る手数料	○	設計費用、各種申請手数料	
省エネ工事				
【既存照明のLED化工事】				
1	LED以外の照明を省エネ基準を満たすLEDへの交換工事	○	最新基準でトップランナー基準(省エネ基準達成率100%以上)を満たす製品以外は対象外	
2	LEDの新規設置工事	×	リフォーム工事でないため対象外	
3	工事を伴わない部品交換など	×		
【エアコン取替え工事】				
1	省エネ基準を満たすエアコンへの交換工事	○	最新基準でトップランナー基準(省エネ基準達成率100%以上)を満たす製品以外は対象外	
2	エアコンの新規設置工事	×	リフォーム工事でないため対象外	
3	工事を伴わない部品交換など	×		
4	家電リサイクル料金	○		
【給湯器取替え工事】				
1	省エネ基準を満たす給湯器への交換工事	○	最新基準でトップランナー基準(省エネ基準達成率100%以上)を満たす製品以外は対象外	
2	給湯器の新規設置工事	×	リフォーム工事でないため対象外	
3	工事を伴わない部品交換など	×		

村上市未来に向けた住まいづくり推進事業補助金 Q&A

1. 申請資格・対象住宅に関すること

Q 1	申請者は誰になりますか。
A 1	市内に住民登録をし、登録された住所に現に居住している方が申請者となります。
Q 2	所有者（登記名義人）が亡くなり未登記の場合は、誰を申請者とすればよいですか。
A 2	その住宅に居住している所有者の2親等以内の親族であれば、申請者となることが可能です。
Q 3	以前この補助金を利用したことがありますか、再度申請できますか。
A 3	再度の申請は可能ですが、過去に交付を受けている住宅または申請者の場合は、補助率が通常よりも低く設定されます。
Q 4	アパートのオーナーですが、私自身も建物の一室に住んでいます。自宅部分のリフォームは対象になりますか。
A 4	賃貸物件およびオーナーが居住する賃貸併用物件については、自宅部分の工事であっても建物全体が補助対象外となります。
Q 5	親が所有するアパートの一室に、息子が住所を置いて生活しているケースは対象になりますか。
A 5	賃貸物件は建物全体が補助対象外となるため、親族が居住していても対象とは認められません。
Q 6	分譲マンションの一室をリフォームする場合は対象になりますか。
A 6	対象となります。自己の居住の用に供する専有部分の改修は補助対象です。
Q 7	母屋と離れた納屋を住宅用にリフォームする場合は、対象になりますか。
A 7	現在居住している住宅のリフォームを対象としているため、離れた納屋の改修は対象外です。
Q 8	併用住宅（店舗、事務所等）の場合、補助対象額はどのように算定しますか。
A 8	居住部分のみが対象となります。屋根のリフォーム等で範囲が明確でない場合は、居住部分と店舗部分の床面積に応じて補助額を按分して算定します。
Q 9	同意事項の「同一世帯員本人に確認」とは子どもも含みますか。何歳以上からですか。
A 9	税情報の確認を行うため、年齢にかかわらず「収入があると見込まれる方」については、すべて確認を行ってください。
Q 10	現在工事中ですが申請できますか。
A 10	交付決定通知前に工事に着手している場合、または既に完了している場合は、申請を受け付けることができません。

2. 手続き・書類に関すること

Q 11	書類提出は、申請者本人でなければならないのですか。
A 11	施工業者が代理として窓口に持参いただくことも可能です。

Q 12 見積書の書式に指定はありますか。
A 12 指定はありませんが、工事内容が明確であり、補助対象経費と対象外経費が判別できるように作成してください。
Q 13 工事前の写真は必要ですか。
A 13 工事着手前の状態を確認するため、「着工前（工事前）の写真」を必ず添付してください。
Q 14 申請から交付決定までどれくらいかかりますか。
A 14 申し込み多数の場合は抽選を行い、その後2～3週間程度で決定通知を発送します。
Q 15 交付決定後に工事内容や金額が変わった場合、変更申請は必要ですか。
A 15 変更申請の手続きは不要です。ただし、補助対象額が当初より減額になる場合は、実績報告時に再見積書（または精算明細書）を添付してください。

3. 通常工事（対象・対象外の判断）

Q 16 市内の業者が市外のハウスメーカーの下請けで工事をする場合は対象となりますか。
A 16 市内の施工業者が直接申請者と契約した工事のみを対象としているため、下請け工事は対象外となります。
Q 17 施工業者が自ら所有する住宅をリフォームする場合は、対象になりますか。
A 17 施工業者が自身の住宅を施工する場合は対象外となりますが、その会社に勤める従業員が自社を利用してリフォームを行う場合は対象となります。
Q 18 個人（DIY）でリフォームする場合、材料費などは対象となりますか。
A 18 施工業者を通じてリフォームを行う場合に限っているため、個人で施工される場合は対象外となります。
Q 19 シロアリ駆除作業は対象になりますか。
A 19 駆除作業のみでは対象となりませんが、駆除後の補修や部材交換を伴う場合はその工事費が対象となります。
Q 20 外壁工事等の際の足場代は、対象経費に含んでよいですか。
A 20 工事に必要な付帯工事として対象に含まれます。
Q 21 屋根の塗装や葺替え、雨樋の交換は対象になりますか。
A 21 対象となります。
Q 22 洋式便器から洋式便器への交換は対象になりますか。
A 22 補助対象となります。ただし、便座（ウォシュレット等）のみの交換は対象外です。
Q 23 レンジフードやガスコンロのみの交換は対象になりますか。
A 23 取付工事を伴うものであれば対象となります。ただし、置くだけのコンロは対象外です。

Q 24 洗面台のシャワー部分など、製品の一部の交換は対象になりますか。
A 24 部分的な修理や部品交換にあたるため、対象外となります。
Q 25 換気扇や照明器具の交換は対象ですか。
A 25 それらが設置されている壁や天井の内装改修を同時に行う場合に限り、対象となります。単体での取替えは対象外です。
Q 26 仮設トイレの設置費用は対象になりますか。
A 26 リフォーム工事期間中の設置であれば、補助対象経費に含めることができます。
Q 27 玄関手すりの取付はポーチ部分も含まれますか。
A 27 玄関扉から住宅基礎に面する地面部分までなど、玄関への出入りに必要な範囲であれば対象となります。
Q 28 ウッドデッキの設置は対象になりますか。
A 28 住宅本体と一体となっており、容易に取り外しができない構造であれば対象となる場合があります。
Q 29 アンテナの交換や新設は対象になりますか。
A 29 取付工賃のみ補助対象となります。
Q 30 門扉、ブロック塀、造園、独立したカーポートの工事は対象になりますか。
A 30 住宅本体ではないため、すべて補助対象外となります。
Q 31 住宅の一部を取り壊す（減築）だけの工事は対象になりますか。
A 31 解体・撤去のみの工事はリフォームにあたらないため、対象外となります。

4. 省エネ工事・断熱改修

Q 32 エアコンや照明の取替えは対象になりますか。
A 32 通常工事では対象外ですが、トップランナー基準を達成した製品への取替工事であれば「省エネ工事」として対象となります。※新設は対象外です。
Q 33 給湯器を新設・交換する場合は対象ですか。
A 33 水回り改修と併せて行う場合は「通常工事」、基準を満たした製品への交換のみを行う場合は「省エネ工事」として対象となります。※省エネ工事での新設は対象外です。
Q 34 断熱改修工事はどのようなものが対象になりますか。
A 34 窓等の開口部改修（熱貫流率2.33以下）や、断熱材（熱伝導率0.052以下）を用いた内装・外装工事が対象となります。
Q 35 断熱工事の「施工中（隠れる箇所）」の写真とは何ですか。
A 35 壁や天井をふさぐ前の、断熱材が設置された状態の写真です。完了後は確認できなくなるため、必ず仕上げ前に撮影してください。

5. 実績報告・振込に関すること

Q 36 振込先が分かるものは、通帳の表紙のコピーのみでよいですか。
A 36 表紙だけでなく、名義人フリガナ等が記載された「見開きページ」のコピーを必ず添付してください。
Q 37 通帳のコピーは申請者の家族のものでも大丈夫ですか。
A 37 振込先は申請者本人の名義に限ります。異なる名義の口座へ振り込むことはできません。
Q 38 領収書の宛名が家族の名前になっていますが、受け付けられますか。
A 38 原則として申請者本人のフルネームが記載された領収書が必要です。宛名が「上様」や空白のものも受け付けられません。
Q 39 銀行振込で支払ったため領収書がありません。どうすればよいですか。
A 39 振込日、金額、振込先、振込人が確認できる振込明細書（コピー可）の提出により代用可能です。
Q 40 断熱工事で施工中の写真を撮り忘れた場合、完了後の写真だけでよいですか。
A 40 原則として補助対象外となります。ただし、やむを得ず撮影できなかった場合に限り、納品書や施工証明書（市様式）の提出により例外的に認める場合があります。
Q 41 窓の断熱改修や給湯器の交換でも、施工中の写真は必要ですか。
A 41 完了後も製品本体が確認できるため、施工中の写真は不要です。「工事后」と性能確認のための「型番写真」を提出してください。
Q 42 型番写真がぼやけて文字が読めない場合はどうなりますか。
A 42 性能要件の確認ができないため、再撮影・再提出をお願いすることになります。
Q 43 書類はいつまでに提出すればよいですか。
A 43 工事完了日から30日以内、または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに提出してください。
Q 44 実績報告から振込みまでどれくらいかかりますか。
A 44 受理後、概ね3週間程度で補助金額が確定し、確定通知書の送付後に指定口座へ振り込まれます。